

年末年始の業務案内

- 仕事納め** 12月26日(金) 当日、庁内大掃除を行います。業務は平常どおりです。
- 仕事始め** 1月5日(月)
- 窓口業務について** 婚姻・出生・死亡等の受付は、閉庁時も宿日直が取り扱います。戸籍・住民票・印鑑証明の自動交付機は次の期間、ご利用いただけません。
- 停止期間** 12月29日(月)～1月3日(土)

市内各施設の閉館日・休館日等については下記のとおりです。

施設名	閉館日・休業日
公民館など 伴谷、柏木、貫生川、岩上、大野、山内、鮎河、多羅尾 水口中央、土山中央、かふか生涯学習館、甲南、信楽中央公民館 希望ヶ丘防災コミュニティセンター	12月27日(土)～1月4日(日) 12月29日(月)～1月3日(土)
図書館 水口、土山、信楽図書館、甲賀図書情報館、甲南図書交流館	
資料館など 甲南ふれあいの館 紫香楽宮跡関連遺跡群調査事務所 信楽伝統産業会館 水口歴史民俗資料館、水口城資料館、土山歴史民俗資料館、東海道伝馬館、甲賀歴史民俗資料館 みなくち子どもの森 くすり学習館 旧水口図書館	12月26日(金)～1月3日(土) 12月27日(土)～1月4日(日) 12月28日(日)～1月3日(土) 12月29日(月)～1月3日(土) 12月29日(月)～1月4日(日)
文化交流施設など 甲南農村環境改善センター 甲賀市市民福祉活動センター 甲賀共同福祉センター 甲賀匠の里 甲賀農村環境改善センター 勤労青少年ホーム 共同福祉施設 甲南情報交流センター(忍の里プラザ) あいこうか市民ホール、碧水ホール、あいの土山文化ホール、森林文化ホール 甲賀創健館	12月25日(木)～1月4日(日) 12月27日(土)～1月4日(日) 12月27日(土)～1月5日(月) 12月27日(土)～1月5日(月) 12月28日(日)～1月4日(日) 12月29日(月)～1月3日(土) 12月29日(月)～1月5日(月)
体育館 甲南体育館 甲南B&G海洋センター体育館 甲賀中央公園体育館 信楽体育館 水口、岩上、土山体育館	12月27日(土)～1月3日(土) 12月27日(土)～1月5日(月) 12月28日(日)～1月3日(土) 12月29日(月)～1月3日(土)
運動施設など 高間みずべ公園 青土ダムエコーバレイ 甲南中央運動公園 甲南グラウンド 甲南グラウンドゴルフ場 甲賀B&G海洋センター 甲賀中央公園 甲賀中央公園集会所 信楽テニスコート	12月1日(月)～3月31日(火) 12月26日(金)～1月5日(月) 12月27日(土)～1月3日(土) 年末年始 閉館・休業等なし 12月27日(土)～1月5日(月) 12月28日(日)～1月3日(土)

施設名	閉館日・休業日
信楽運動公園 水口スポーツの森 土山グラウンド 土山室内運動場 土山テニスコート やまびこドーム グリーンドーム 上野ドーム	12月28日(日)～1月5日(月) 12月29日(月)～1月3日(土)
野洲川グラウンドゴルフ場	12月29日(月)～1月4日(日)
地域総合センター 宇川会館、清和会館、梅田会館、かえで会館、牛飼教育集会所、新城教育集会所、相模教育集会所、大久保教育集会所、上野教育集会所、西教育集会所	12月27日(土)～1月4日(日)
児童館 にんくる児童館、かえで児童館、たけのこ児童館	
子育て支援センター 土山、甲南子育て支援センター 水口子育て支援センター 甲賀、信楽子育て支援センター	12月28日(日)～1月4日(日) 12月28日(日)～1月5日(月)
市内各保育園	12月28日(日)～1月4日(日)
市内各幼稚園	12月23日(火)～1月6日(火)
市内各小・中学校	
市内各保健センター	12月27日(土)～1月4日(日)
市内各地域包括支援センター	12月31日(水)～1月5日(月)
各不燃物処理場	
甲賀斎苑	1月1日(木・祝)
水口医療介護センター	12月27日(土)～1月4日(日)
信楽中央病院	12月27日(土)～1月4日(日) ※12月30日と1月2日は下記の通り診察 外来診察 9:00～12:00 受付 8:00～11:30
公立甲賀病院	12月27日(土)～1月4日(日) ※休診期間中の救急患者は、宿日直医師が診察 ※小児科は、下記の時間に小児科救急医療体制で対応 12月27日(土) / 14:00～19:00 12月28日(日)～1月4日(日) / 9:00～19:00

甲賀市地区都市再生整備計画事後評価(案)へのご意見募集

甲賀市地区都市再生整備計画において掲げた指標の計測結果(見込値)を分析し、今後のまちづくり方策などを整理するため、「甲賀市地区都市再生整備計画事後評価(案)」について、その内容を公表し、広く市民の皆さんからの意見を募集します。

【募集期間】

12月16日(火)～1月19日(日)の35日間

【公表方法】

市ホームページに掲載、地域コミュニティ推進室および土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センターに配置

【意見を提出できる方】

市内に在住・在勤・在学の方など

【提出方法】

意見書に氏名、住所(市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名)、電話番号を明記の上、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

地域コミュニティ推進室
091-0688 / 63-4554
kokai10044000@city.koka.lg.jp

国民健康保険加入者の高額療養費制度が一部改正されます

高額療養費制度が一部改正され、平成27年1月から、70歳未満の方の自己負担限度額が変更となります。この制度は、1カ月の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えて高額になった場合、申請すればその超えた分が払い戻されるものです。自己負担限度額は、年齢および所得によって異なります。変更後の自己負担限度額は、表をご確認ください。なお、70～74歳の方は、これまでと変更はありません。

70歳未満の方の自己負担限度額

<平成26年12月以前>			<平成27年1月以降>		
区分	所得要件	自己負担限度額(月額)	区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <多数該当: 83,400円>	ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当: 140,100円>
			イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当: 93,000円>
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当: 44,400円>	ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当: 44,400円>
			エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 <多数該当: 44,400円>
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 <多数該当: 24,600円>	オ	住民税非課税	35,400円 <多数該当: 24,600円>

※多数該当とは、過去12カ月に同じ国保世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

限度額適用認定証の利用が便利です

あらかじめ「限度額適用認定証」を申請いただくことで、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができます(70歳以上の住民税課税世帯の方は、高齢受給者証が認定証を兼ねているため申請は不要です)。ただし、複数の医療機関等を受診された時や、同じ国保世帯内で複数の方が高額な医療費をお支払いされた時は、申請によりさらに払い戻しが受けられる場合があります。

※現在12月末期限の認定証をお持ちの方で、国民健康保険税の滞納が無い世帯の方には、1月以降の認定証を12月末までに郵送します。

保険年金課 国保年金係
☎65-0688 / ☎63-4618